

報酬等に関する開示事項【連結】

[1] 当社（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

- (1) 「対象役職員」の範囲
開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員等」）の範囲については、以下のとおりであります。
- ① 「対象役員」の範囲
「対象役員」は、当社の取締役であります。なお、社外役員を除いております。
- ② 「対象従業員等」の範囲
当社では、対象役員以外の当社の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社およびその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を「対象従業員等」として、開示の対象としております。
なお、当社の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役員で、対象従業員等に該当する者はありません。
- (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲
「主要な連結子法人等」とは、当社の連結総資産に対する当該法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、当事業年度においては株式会社中国銀行が該当します。
- (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲
「高額の報酬等を受ける者」とは、当社の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「役員」の期末人員数（社外役員を除く）により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者指します。
なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。
- (ウ) 「当社およびその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲
「当社およびその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行取引や管理する事項が、当社、当社グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。
- (2) 対象役職員の報酬等の決定について
対象役職員の報酬等の決定について
当社では、株主総会において役員報酬の限度額を決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬部分は、株主総会決議の限度内で役員ごとに金額を定め、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に則り、指名報酬委員会による審議・答申を経たのち、取締役会において決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬についても上記限度内で、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に則り、監査等委員会の協議により決定することとしております。
- (3) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2022年10月～2023年3月)
取締役会	1回
指名報酬委員会	5回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

[2] 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

- 報酬等に関する方針について
「対象役員」の報酬等に関する方針
取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等は、確定金額報酬のみとしており、金銭で支給するものの総額は、年額110百万円以内としております。
(当社定款附則第2条第1項)
監査等委員である取締役に対する報酬は、確定金額報酬のみとしており、金銭で支給するものの総額は、年額40百万円以内としております。
(当社定款附則第2条第2項)

[3] 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役全員の協議のうえで報酬案を作成し、公正性・透明性・客観性を強化するため、指名報酬委員会（任意の委員会）による審議・答申に基づき、事前に社外を含む全取締役へ開示し、グループ経営会議で審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会で決定する方針としております。これらの手続きを経たのち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。
なお、業績連動報酬については、当事業年度は当社設立初年度で半年間しかないので、導入していません。

[4] 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2022年10月3日 至 2023年3月31日）
(単位：人、百万円)

REM1：当事業年度に割り当てられた報酬等			
項番		イ	ロ
		対象役員 (除く社外役員)	対象従業員等
1	対象役員及び対象従業員等の数	5	—
2	固定報酬の総額 (3+5+7)	44	—
3	うち、現金報酬額	44	—
4	3のうち、繰延額	—	—
5	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
6	5のうち、繰延額	—	—
7	うち、その他の報酬額	—	—
8	7のうち、繰延額	—	—
9	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
10	変動報酬の総額 (11+13+15)	—	—
11	うち、現金報酬額	—	—
12	11のうち、繰延額	—	—
13	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
14	13のうち、繰延額	—	—
15	うち、その他報酬額	—	—
16	15のうち、繰延額	—	—
17	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
18	退職慰労金の総額	—	—
19	うち、繰延額	—	—
20	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
21	その他の報酬の総額	—	—
22	うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額 (2+10+18+21)	44	—

(単位：人、百万円)

REM2：特別報酬等						
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証 人数	総額	採用時一時金 人数	総額	割増退職金 人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

[5] 当社（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特設、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。